

指導行政のポイント

教育基本法改正と“愛国心教育”

菱村 幸彦

4月28日、政府は教育基本法の改正法案を国会に提出した。現行の教育基本法は、わずか11条の短い法律だが、改正法案は、全文4章18条となり、新たに生涯学習、大学、私立学校、家庭教育、幼児教育、学校・家庭・地域住民の連携協力、教育振興基本計画等に関する条文を加え、時代の変化に対応した内容となっている。

「愛国心」をめぐる表記で難航

今回の改正法案は、平成12年に教育改革国民会議から出された報告書「教育を変える17の提案」および平成15年の中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」に基づくものである。

この間6年を経過しているが、答申から法案提出までに時間がかかったのは、自民党が「国を愛する心」の明記を求めたのに対し、公明党が「戦前の軍国主義、全体主義的な教育に戻る印象を与える」と反対し、意見調整が難航したからだ。

しかし、公明党の主張はいささか思い過ぎの感がある。読売新聞は「戦後の平和国家としての歩みをもて、わが国が『戦前の教育』に戻る可能性は、微塵もない」（4月13日付け社説）と指摘している。これが普通の見方ではないか。

今回の愛国心をめぐる論議について、ここで繰り返すことはしないが、一つだけ、マスコミがあまり言及していない点を指摘しておきたい。それは、学習指導要領には、50年前から、愛国心に関する内容が盛り込まれているという事実である（以下、小学校について述べるが、中学校も同じ）。

戦後、最初に「愛国心」が記載されたのは、昭和33年版の学習指導要領からである。当時の小学校学習指導要領をみると、「国語」において、話題・題材の選定の留意点として「国土や文化などについて

理解と愛情を育て、国民的自覚を養うのに役立つこと」を挙げている。また、このときから特設された「道徳」の指導内容として「日本人としての自覚を持って国を愛し、国際社会の一環としての国家の発展に尽くす」ことを掲げている。

その10年後に改訂された昭和43年版の小学校学習指導要領では、同じく「国語」の話題・題材の選定の留意点として「日本人としての自覚を持って国を愛し、国家、社会の発展に尽くそうとする態度を養うのに役立つもの」を挙げている。また、「社会」の教科目標に「家庭、社会および国家に対する愛情を育てる」ことを掲げ、さらに「道徳」の指導内容として「日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に尽くす」ことを示している。

戦後教育の異常性が不毛にした

こうした方針は、その後も維持され、現行学習指導要領に継続している。すなわち、「国語」で教材選定の留意点として「日本人としての自覚をもって国を愛し、国家、社会の発展を願う態度を育てるのに役立つこと」を挙げ、「社会」の指導目標（6年）に「我が国の歴史や伝統を大切にし、国を愛する心情を育てるようにする」を掲げ、「道徳」の指導内容（6年）として「郷土や我が国の文化と伝統を大切にし、先人の努力を知り、郷土や国を愛する心をもつ」と定めている。

このように、すでに半世紀も前から愛国心の育成が指導目標や指導内容に入っている。しかし、自国の国旗掲揚や国歌斉唱にすら反対する戦後の異常な教育状況が、「国を愛する心」の育成を実りのないものにしてきた。教育基本法の改正により、こうした状況に変化が起きるかどうかが、今後の成り行きに注目したい。

（ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長）

●最新刊! ● 長谷川元洋【編】安保和幸【法律監修】A5判240頁2310円 教育開発研究所・刊

『どう対処する! 校長・教頭のための個人情報保護対策』

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)